

第2次 佐世保市文化振興基本計画 (改訂版)

～文化のチカラが輝く街 SASSEBO～

2025～2027

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
2. 計画策定のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
5. 計画の対象とする「文化の領域」・・・・・・ P.4
6. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5

第2章 現状と課題

1. 社会の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
2. 旧計画期間における本市の取り組み・・・・・・ P.9
3. 本市の文化行政の課題・・・・・・・・・・・・・・ P.12

第3章 将来像と目標

1. 目指すべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・ P.18
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.18
3. 体系図と施策の考え方・・・・・・・・・・・・ P.20
4. 施策の方向性と取り組みイメージ・・・・・・・・ P.21

第4章 推進体制

1. 推進主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ P.23
2. 市内の文化関係施設の役割・・・・・・・・・・ P.24

第1章

計画の策定にあたって

ここでは、第2次佐世保市文化振興基本計画策定（改訂版）の意義と背景について記します。

1 計画策定の背景

「文化のチカラ」を活かす計画

文化・芸術といえば、その道の専門家が生み出していく特別なものというイメージが浮かぶかも知れません。しかし、文化はプロの芸術家のものだけではありません。技を用い、工夫をしながら何かを生み出し、それが世界の見え方や関係性に変化を及ぼすことは誰もが日常的に取り組めるものだからです。

文化は一般に、「人々に共有の行動様式や生活様式」と定義されます。それは、自由なものであると同時に、人々の住む地域の風土や地勢の影響も受ける多様なものと言えます。また、与えられた環境の中で人々がより豊かな暮らしを求めて育んできたものが文化とも言えるでしょう。この計画は、「文化のチカラ」で佐世保という私たちが暮らすまちをより豊かにしていく文化政策の指針を定めることを目的に策定するものです。

佐世保における環境変化を踏まえた計画

佐世保市では、「第7次佐世保市総合計画」（以下、「総合計画」という）を令和2年3月に策定し、急速な人口減少をはじめ社会の大きな変化の中、今後10年先を見据えたまちづくりの設計図を示しました。この本市における最上位計画が更新されるタイミングに合わせ、12年間運用してきた佐世保市文化振興基本計画（以下、「旧計画」という）を改定し第2次佐世保市文化振興基本計画（以下「本計画」という）を策定しました。

その後、佐世保市では、令和6年3月に総合計画後期基本計画を策定し、文化・スポーツの力で自由で心豊かな市民生活の実現を目指す「文化 スポーツ政策」を新たに設け、その政策を推進していくための体制として令和6年度から新たに文化スポーツ部を設置しました。

このようなタイミングとあわせて、本計画における目標値（KPI）のチェックと必要に応じた見直しを行い、本計画の一部改訂を行うことにしました。

2 計画策定のプロセス

本計画の策定にあたっては、文化・芸術に携わる市民 11 名からなる佐世保市文化振興委員会を中心に議論が進められました。本市における文化を取り巻く環境の振り返りや、無作為抽出の市民 3,500 人、市内で活動する 149 の文化団体を対象としたアンケート調査をもとに素案を作成し、パブリックコメントを実施した上で計画への反映を行いました。

今回の本計画の改訂にあたっては、令和 6 年 1 月に無作為抽出の市民 4,000 人にアンケート調査を行った結果をもとに KPI の見直しを行っています。

3 計画の位置づけ

第 2 次佐世保市文化振興基本計画（改訂版）は、本市まちづくりの最上位計画として令和 6 年 3 月に策定された佐世保市総合計画後期基本計画（以下「総合計画後期基本計画」という）に掲げられた基本理念に基づき、その将来像や基本計画を文化の面から実現するための個別計画であり、行政のみならず、関係する人々、団体が目指す共通の指針となるものです。

また、総合計画後期基本計画の「文化スポーツ政策」においては、文化振興に関しては図書館との連携により、市民一人ひとりが活力や生きがいを育み、心豊かな生活を営むために、文化や芸術に触れる機会及び探求の機会を充実させることを目的としています。このようなことから「佐世保市立図書館運営方針」との積極的な連携を図ります。

さらに、文化はその性質上、様々な政策を推進する様々な場面で、活用の余地があることから、他政策の計画推進においても連携を図ります。

特に、令和 6 年 3 月に改定された教育分野における個別計画である「佐世保市教育振興基本計画（第 4 期）」とは、内容について計画の目的に沿った一定のすみ分けを行うとともに、文化政策との親和性を鑑み、積極的な連携を行っていきます。

4 計画期間

本計画は、令和 9 年度までの計画とします。

5 計画の対象とする「文化の領域」

前述のとおり文化は、幅広く人の生活に根差した多様なものであることから、本計画の対象とする文化の領域は、文化芸術基本法における施策の対象を参考に、以下のとおり広く規定します。

- ☐文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ☐映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ☐雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ☐講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ☐生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化）
- ☐国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ☐出版物及びレコード等
- ☐有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ☐地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

【文化芸術基本法第8条～第14条より】

6用語の定義

文化施設と市主要文化施設

本市に民間施設を含む文化施設が点在する中で、佐世保市文化振興課（機構改革により、令和4年度以降は文化国際課）が管理し、貸館のみならず鑑賞等の自主事業を行っている「アルカスSASEBO」、「市民文化ホール」、「博物館島瀬美術センター」の3施設については、特に「市主要文化施設」と呼びます。

「文化のチカラ」測定値（KPI(key performance indicator)）

本計画で定める、将来像や基本目標に近づいているかどうかを判断するために測定する数値。なお、この数値は測定のしやすさ等を考慮して、将来像や基本目標と完全に一致するものではなく、将来像や基本目標で目指す姿に近づいているかどうかを数値的に判断するための補助線として活用します。

社会包摂

子ども・若者や、高齢者、障がい者、失業者、在留外国人等、社会的に孤立しやすいリスクを抱えた人々に、社会参加の機会を開いていくという考え方。文化・芸術はその有効な手段であるという認識が広まりつつあります。

アーツカウンシル（Arts Council）

文化・芸術の振興を目的に、高い専門性を有するスタッフが、行政からの一定の独立性を保ちつつ、事業の助成や評価を行う組織。その形態は、国や地域によっても異なりますが、日本においては、特に、社会の変化に伴い行政が行う文化政策により専門性が求められることになったことから、注目を浴びています。

ファンドレイジング（Fundraising）

主に民間非営利団体がその活動のための資金を、個人、法人、政府などから集める行為の総称。資金は「寄付」、「助成金」、「事業収入」の3つの柱からなり、一般に事業収入のみでは継続が困難な文化事業においては、ファンづくり、支援者づくり（「寄付」、「助成金」の獲得）の重要性が指摘されています

国民文化祭、障害者芸術・文化祭

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するものです。

障害者芸術・文化祭は、障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催しているものです。平成 29 年度の第 17 回大会から、国民文化祭と一体的に開催しています。

第2章

現状と課題

ここでは、本市における文化をとりまく現状と課題について整理しています。

1 社会の変化

日本全体の動き

社会全体に関するもの

1920年の国勢調査開始以来、日本の人口は増加を続けてきましたが、少子化・高齢化の影響から2008年から減少に転じました。また、東日本大震災や熊本地震、豪雨災害などの自然環境も含め、社会情勢は大きく変化しています。

そのほか、インターネットをはじめとする情報通信技術や交通手段の発達などにより、働き方や仕事、生活のあり方が大きく変わりつつあります。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、文化芸術団体が開催するコンサート、公演等のイベントについて、中止・延期・規模縮小など、通常通りの開催が困難となりました。この影響は、多くの文化芸術団体の売り上げの減少・活動の停滞を招くことになりました。

文化・芸術に関するもの

第2次世界大戦後、戦時中の文化政策への反省から、文化は政治や社会から距離を置き、教育の中で平和や心の豊かさを実現するものとして奨励されてきました。その後、高度成長時代に、経済偏重の社会から人間性を回復する手段としての文化が位置付けられるようになり、2001年、文化行政の方針がはじめて文化芸術振興基本法（現：文化芸術基本法）として示されます。

また、2011年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」以降、これまで個人の心の豊かさに焦点が当てられていた戦後の文化に対する考え方が、社会包摂という社会のために文化を活かしていくという大きな方向性に変容し、以降、文化芸術立国を目指した様々な法律の制定、改正が続いています。

近年の文化芸術をめぐる法改正

・文化芸術基本法（平成13年12月施行、平成29年6月改正）令和元年6月改正

日本の法律としてはじめて「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」と、文化権が明文化された。改正時には、表現の自由の重要性を含むその保障が強化されるとともに、文化芸術によって、政策分野横断的に様々な社会課題を解決する方向性や、地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務が追加されました。

・劇場音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）平成29年6月改正

文化芸術基本法の基本理念に基づき、貸館中心の劇場、音楽堂等の運営における実演芸術の水準向上などの活性化について、劇場、音楽堂等の事業、関係者、国、地方公共団体の役割などについて定めています。

・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）

文化芸術基本法の基本理念に基づき、障害の有無にかかわらず、文化芸術の鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援、地域における障害者の作品の発表や交流の促進等について、国や地方公共団体の責務について定めています。

・文化財保護法（平成31年4月施行）令和4年6月改正

過疎化・少子高齢化などを背景とした文化財の滅失や散逸等といった課題に対し、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしながら、その継承に取り組むための国の支援等について定められています。

・博物館法（令和元年6月改正）・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（令和元年6月改正）令和5年4月改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、これまで教育委員会の専管事項となっていた登録博物館や、文化財保護事務について、地方公共団体の長も担当できるように定められました。

改正時には、博物館に求められる役割が多様化・高度化する中で博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運用を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等が見直されました。

佐世保における動き

社会全体に関するもの

本市は、九州の最西端、長崎県の北部に位置し、温暖な気候と、リアス式海岸や大小の島々が織りなす自然景観「九十九島」に囲まれた都市です。

平成28年9月には中核市へ移行し、基礎自治体としての機能を強化するとともに、平成30年9月には、行政区域の枠を超え様々な分野での連携をもって圏域全体の維持・活性化を図る「西九州させば広域都市圏」の中心市としての役割を担うこととなりました。

一方、新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの多様化やデジタル化の急速な進展、国際情勢の不安定化など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

このような中、令和6年4月から新たにスタートした「総合計画後期基本計画」においては、シティブランディング・プロジェクトとして市民全体（市民・事業者等・行政）で佐世保の価値を高め、シビック（市民の、都市の）プライド（誇り）をもって、市内外にこれを力強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指していくこととしています。文化政策においても、「誇りと愛着をもつまち」を目指し、シビックプライド醸成への取組みを進めていきます。

文化芸術に関するもの

約4万年前から人が住みはじめ、明治時代に軍港として見いだされてから急激な人口増加を経験した本市の文化は、先史時代の洞窟遺跡群（数と内容で日本一）と、明治以降、海軍がもたらした近代化遺産（日本一の集積）に特徴づけられます。

また、平戸藩の御用窯であった「三川内焼」、「黒島天主堂」に代表されるキリスト教関連建築、北部エリアの炭鉱遺跡、戦後のアメリカ軍駐留の影響を受けた「佐世保バーガー」に代表される食文化など、様々な文化資源が混在しているのも本市の特徴と言えます。

近年それらの文化遺産は、世界遺産（平成30年「黒島の集落」）、日本遺産（平成28年「鎮守府・三川内焼」）認定、国重要文化財指定（平成25年「針尾送信所施設」）、特別史跡指定（令和6年「福井洞窟」）という形で、対外的な評価を得るとともに、世界的なジャズプレイヤーやダンサーを輩出するなど、本市の有する多様な文化にも光が当たりはじめています。

2旧計画期間及び本計画期間前期（令和2～5年度）における本市の取り組み

「旧計画」においては、その重点プロジェクトとして、平成4年にはじまり「ふるさと夢大学」や「佐世保JAZZ」、「童謡コンクール」や「YOSAKOIさせば祭り」、「ふるさと自然の会」などの活動を支援した「ふるさと創生事業」に続く、以下に示す

ような様々な人材育成事業に取り組みました。

「文化のひとづくり事業」、「新進芸術家国内研修支援事業」から派生した「させぼ文化ウィーク」、「させぼ文化マンス」は、当初、行政からの声かけではじまったものの、近年公募に応じた市民文化団体が作りあげる一大文化イベントへと成長しました。

市内全小学校5年生を対象とした「子どものための音楽鑑賞体験教室」は、開催から11年を数え、多くの子どもたちに、プロのオーケストラを体験できる環境を提供してきました。

佐世保市児童管弦楽団を母体として発足した「アルカスSASEBOジュニアオーケストラ」は、九州内でも珍しい子どものための質の高いオーケストラ人材育成事業として、アルカスSASEBOを特徴づける取組みとなっています。

本事業を含みアルカスSASEBOを運営する（公財）佐世保地域文化事業財団は、20年の取組みの中で、地方都市において困難な独自の事業展開に挑戦し、利用者の高い支持を得ています。

島瀬美術センターにおいては、平成25年に専門性を持った学芸員を館長に登用し、以降、質の高い特別展の開催を行うとともに、独自の展覧会を数多く企画し、入場者が大きく増加しています。

市民文化ホールは、耐震工事と合わせ、創建当時の姿へと復元的な改修を行い、平成28年にリニューアルオープンしました。

開館以降、55年に渡り、文化発信拠点として市民に親しまれてきた佐世保市民会館は、平成29年、老朽化により閉館しました。

また、教育委員会との市長部局の役割分担が曖昧であった文化事業と、文化施設運営について整理を行い、平成30年から市長部局に文化事業を集約し、事業間の連携を含めより効果的で効率的な文化政策の展開に着手しています。

「本計画」期間の前期（令和2～5年度）における取組みとして、まず、令和3年度から島瀬美術センターと市民文化ホールをアルカスSASEBOと共に（公財）佐世保地域文化事業財団による指定管理による運営へと移行いたしました。

また、三館の一元管理とともに佐世保市文化振興課が所管している文化事業について整理を行い、文化振興委員会における議論の内容や提言を踏まえ、専門的なノウハウや集約化が望ましい文化事業を令和4年度から指定管理業務の中の指定事業と位置付け、（公財）佐世保地域文化事業財団に主体的に実施する形へと変更を行いました。

文化事業実施者の資金調達への課題については、資金調達力の向上を目指したクラウドファンディング型応援事業を令和3年度から開始しています。

第40回国民文化祭、第25回障害者芸術・文化祭（愛称：ながさきピース文化祭2025）が令和7年度に本県で開催されることが決定し、令和6年度には、機運醸成や広報周知のために本市においても様々なプレ事業やプレイベントを開催しました。

参考：佐世保市文化関係年表

凡例：■…文化施設開通、△…文化事業関係、□…計画関係、○…組織関係

年	主体		
	国	市	民間
1923	凱旋記念館（現：市民文化ホール）開館		
1948		△ 佐世保美術展 第1回開催	
1949	社会教育法 制定		
1950	文化財保護法 制定		
	図書館法 制定		
1951	博物館法 制定		
1954		■ 市文化科学館 開館	
1961			○ 佐世保美術振興会 結成
		△ 第1回佐世保市民美術展 開催（非公募）	
1962		■ 佐世保市民会館 開館	
1964			○ 佐世保市民管弦楽団 発足
1968	文化庁 発足	△ 第1回佐世保市民美術展 開催（以後公募）	
1969			○ 佐世保文化協会 設立
1970		□ 文化財保護条例制定	
		■ 三川内陶磁器文化センター 開館	
1978		□ 三川内焼 国の伝統的工芸品に指定	
1979			□ 第1回 佐世保市民芸術祭
1981			□ 佐世保文学賞 創設（文化協会）
1982		■ 市民文化ホール、国から市へ移管され改修オープン	
1983		■ 島瀬美術センター 開館	
		■ 体育文化館 開館	
1984			△ 第1回西海アメリカンフェスティバル開催
1988	（ふるさと創生事業（竹下内閣））		
		■ 立神音楽室 改修オープン	
1987		○ 佐世保児童管弦楽団 創設	
1990	生涯学習振興法 制定	□ ふるさと創生基金設置（人材育成・星と海と詩のまつり）	
1991			△ 第1回サンセット99ライブ・サセボ開催（佐世保 J A Z Z）
1992			■ ハウステンボス 開園（園内美術館 開館）
		○ 市制90周年事業 星と海と詩のまつり	
		○ ふるさと創生事業「ささば塾」設立	
1994		■ 新市立図書館 開館	
1996		○ 企画調整部 文化交流課（新設）（社会教育課文化係より）	
1997		■ 市民文化ホール、国登録有形文化財	
2001	文化芸術振興基本法 制定	■ アルカス S A S E B O 開館	
2002		△ 市制100周年記念事業	
		□ 佐世保市文化振興基本プラン 策定	
2008			□ 新美術館建設に関する陳情書 提出
		□ 新美術館建設について長崎県へ要望（継続中）	
		□ 佐世保市文化振興基本計画 策定	
		□ ささば文化の人材育成会議 設置（現：文化振興委員会）	
2009		○ 企画部文化振興課（新設）（国際政策課と分離）	
2012	劇場法 制定	○ アルカス S A S E B O ジュニアオーケストラ結成	
			■ 親和アートギャラリー 開館
2013			○ ハウステンボス歌劇団 発足
		■ 針尾送信所施設 国重要文化財指定	
	2020年東京オリンピック開催決定		
2015	日本遺産認定制度 開始		
2016		■ 市民文化ホール（改修工事完了）	
		□ 日本遺産認定（鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴「近代化遺産」）	
		□ 日本遺産認定（日本磁器のふるさと 肥前「三川内焼」）	
2017	文化芸術基本法 制定（改正）	■ 佐世保市民会館 閉館	
2018		○ 教育委員会から文化振興課へ文化事業移管（島瀬美術センター）	
		○ 教育委員会 文化財課（新設）（社会教育課と分離）	
		□ 黒島の集落が世界遺産登録	
2019	文化財保護法 改正	□ 第2次佐世保市文化振興基本計画 策定	
2020	新型コロナウイルス感染症 国内初感染者確認（以降、3年間コロナ禍へ）		
2021	第40回国民文化祭、第25回障害者芸術・文化祭 長崎県開催決定	○ クラウドファンディング型プロジェクト応援事業 開始	
		■ 主要文化施設（アルカス・しまび・市民文化ホール）の一元指定管理化	
2022		○ 企画部文化国際課（新設）（国際政策課と統合）	
2024		○ 文化スポーツ部（新設）	
		■ 特別史跡指定（福井洞窟）	

3 本市の文化行政の課題

ここでは、令和6年1月に実施したアンケート調査をもとに、前回調査(令和元年度)と比較しながら改めて課題を整理します。

今回アンケートの有効回答数 1,528 人

前回アンケートの有効回答数 1,157 人

市民の文化鑑賞・活動状況

令和6年1月に実施した「佐世保市の文化振興に関するアンケート」によると、ここ1年間における自宅等以外で文化・芸術の鑑賞をした人の割合は全体の56.5%(前回51.6%)、鑑賞をしていない人の割合は42.0%(前回38.0%)でした。鑑賞をしていない人のうち、鑑賞したいけどできないという人は66.3%(前回70.0%)であり、回答者全体の27.8%(前回26.6%)は「文化・芸術を鑑賞したいのに鑑賞できていない」という実態が明らかになり、前回調査より1.2%悪化しました。

その理由については、

「時間的余裕がない」・・・44.7%(前回55.0%)

「コロナ等感染症の感染を避けたい」・21.4%(前回なし)

「費用がかかる」・・・19.5%(前回20.5%)

「会場まで遠い」・・・16.9%(前回16.5%)

「催しに関する情報が手に入らない」・16.5%(前回12.7%)

「魅力ある催しがない」・・・15.8%(前回25.2%)

「鑑賞できる時間帯に催しがない」・11.3%(前回10.5%)

となっており、「時間的余裕がない」が依然として最も多く、次に多いのが「コロナ等感染症の感染を避けたい」で、多くの人が新型コロナウイルス感染症を避けるため文化・芸術の鑑賞を控えていたことが明らかになりました。

「時間的余裕がない」、「コロナ等感染症の感染を避けたい」、「費用がかかる」といった解消が難しい面がありますが、「会場まで遠い」、「催しに関する情報が手に入らない」、「魅力ある催しがない」、「鑑賞できる時間帯に催しがない」といった理由は鑑賞提供者側の工夫によって解決を図る必要があると思われます。

市主要文化施設の利用状況として、「この1年間で施設を1度以上利用した人の割合」は、

アルカス SASEBO・・・42.0%(前回41.4%)

島瀬美術センター・・・32.2%(前回27.2%)

市民文化ホール・・・11.4%(前回 9.3%)

と、3施設とも前回調査より改善していますが、市民全体に開かれた施設としては、ま

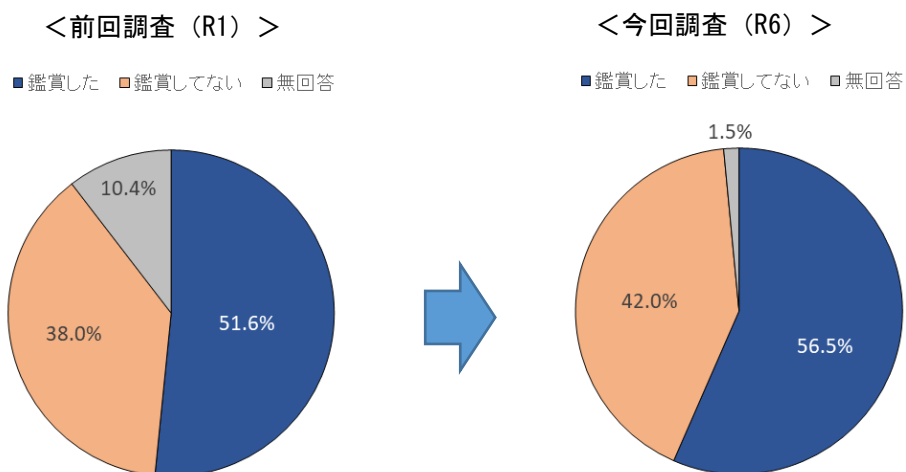
だ改善の余地はあると思われます。

利用しない理由については、いずれの館も 80 %以上が「利用の必要や機会がない」との回答がもっとも多く、より魅力ある事業展開や、広報、施設の利用しやすさに改善、工夫の余地があると言えます。

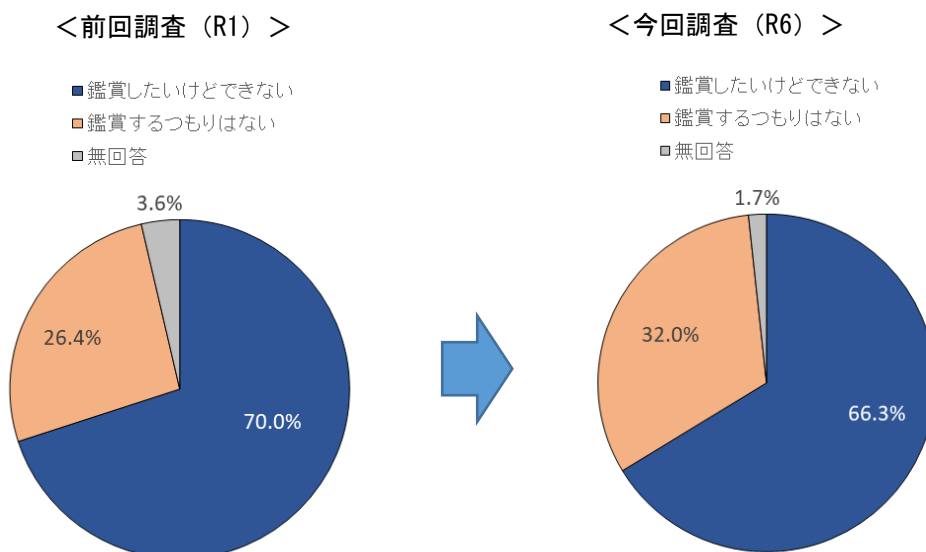


市民の文化鑑賞・活動状況についての課題を総括すると、「鑑賞・活動」をやりたくてもできない人に対し、その要因を取り除いていくことが求められていると言えます。

●ここ 1 年間における自宅等以外で文化・芸術の鑑賞をした人の割合



●上記のうち鑑賞していない人の内訳



●市主要文化施設の利用状況

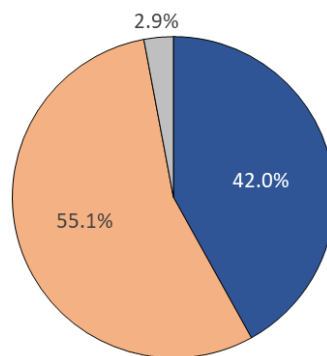
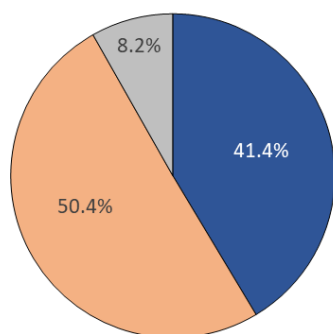
< 前回調査（R1） >

< 今回調査（R6） >

（アルカス SASEB0）

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答

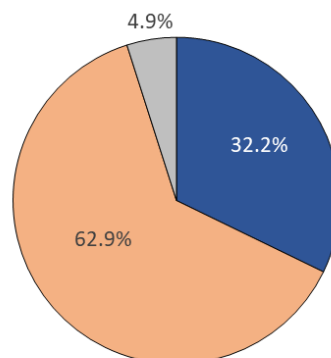
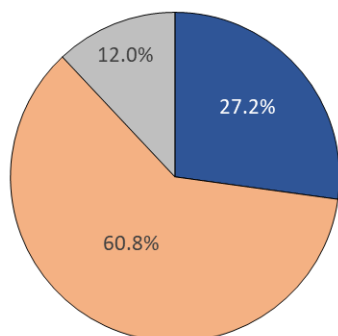
■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答



（島瀬美術センター）

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答

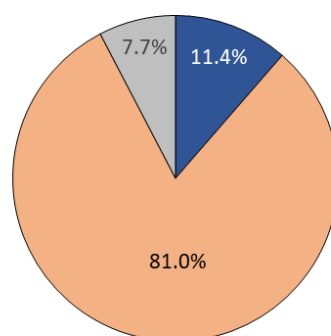
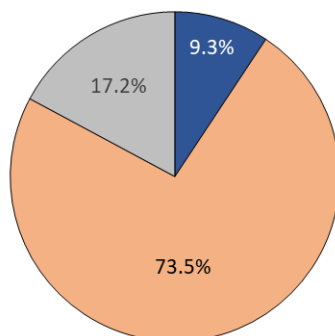
■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答



（市民文化ホール）

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答



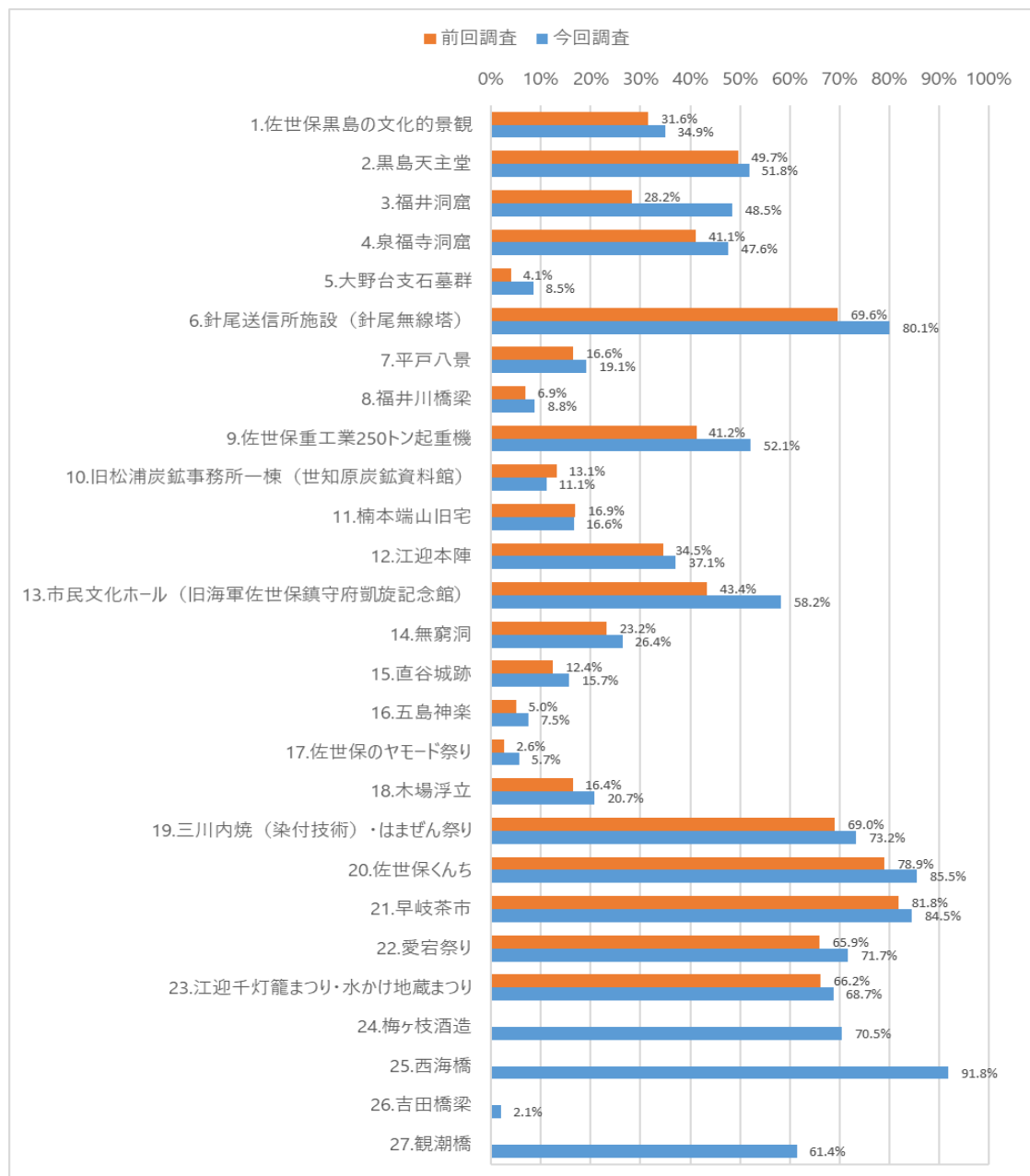
市民の文化資源の認知度

本市には、文化財や伝統行事、イベント、施設など数多くの文化資源があり、それをより深く知り、親しみ、活かすことは、市民の誇りや生きがいを育むとともに、福祉や観光振興など多くの社会課題に取り組む際のツールとなります。

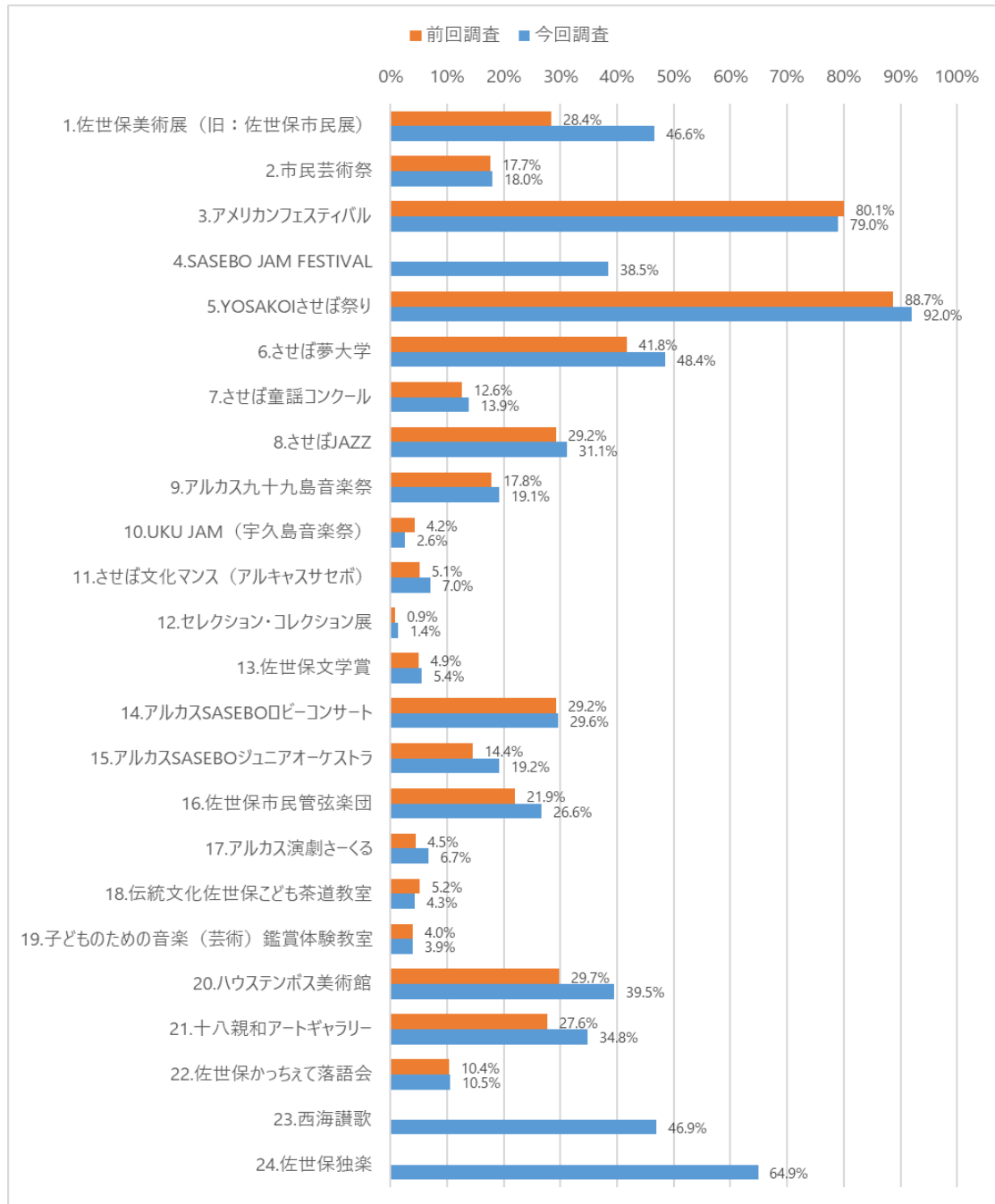
一方、アンケート調査によれば、それら文化資源の認知度には大きなバラつきがあり、前回調査時点より改善されてはいますが、全体的にもまだまだ認知度が高いとは言えない状況です。

地域が育んできた文化資源は、もっと市民の財産として、知って、活用してもらえような方策が求められています。

(文化財・伝統行事の認知度)



(文化イベント・文化資源の認知度)



(3) その他

その他文化振興委員会の中で、以下の課題が議論されました。

●三文化施設の運営方法の検討

市主要文化施設については、直営や指定管理といった施設毎に異なる運営形態について再考の余地があると言えます。施設管理者の見直しも含め、施設の効果的かつ効率的な運営方法について検討が必要です。

●施設老朽化への対応

市主要文化施設は、それぞれ建設から約20年（アルカスSASEBO）、約35年（島瀬美術センター）、約100年（市民文化ホール）が経過し、安全面、運営面上の課題を抱えており、市として新施設の建設が困難である以上、適切な改修が求められています。

特に島瀬美術センターについては、長崎県へ要望を続けている県立美術館分館の動向と整合を図っていく必要があります。また、現状の島瀬美術センターは美術センターの企画展と貸館で利用が多く、予約が取りにくい状況にあることから、市民の展示スペースの確保についての工夫・検討が必要です。

アルカスSASEBOについては、長期的な改修工事となった場合においても、市内での文化活動が継続できるような支援についての検討が必要です。

●持続可能な文化活動の研究

文化団体に対するアンケート調査では、多くの団体の活動維持が困難となってきた傾向がわかりました。その背景には、少子化、高齢化という容易には解決しがたい課題があるものの、存続の意思のある団体に対しては、その未来の担い手に向け適切に活動や団体の存在を伝える方法や、より効率的な団体運営方法などについて研究していく必要があります。また、コロナ禍においてインターネット配信が進み、ホールや劇場に行かずとも自宅等で鑑賞する機会が日常となる中、生の音楽や演劇のすばらしさを再度伝えていくための取り組みが必要です。

●文化振興財源確保の検討

少子化や高齢化、人口減少の局面において、市全体の財源不足が見込まれる中、これまで本市文化人材育成事業の原資となってきたふるさと創生基金もこのままのペースでは、計画期間中に枯渇することとが予想されています。

アルカスSASEBOを運営する（公財）佐世保地域文化事業財団においても、安定した経営のためには、より広域圏におけるファンづくりや、多様な支援者からの資金調達が求められています。

全国的にもファンドレイジングに注目が集まるなど、文化活動を行う団体にとっても資金調達は大きな課題で、それぞれの主体が検討していく必要があります。

第3章 将来像と目標

ここでは、これまでの分析を踏まえた本市の文化振興の基本的な方向性と、目指すべき将来像と目標を明らかにします。

1. 目指すべき将来像

「文化のチカラが輝く街 S A S E B O」

これまで先人たちが残してくれた文化、これから私たちが作りあげていく文化、双方のチカラをより市民全体で共有していくことで、この街で生きる私たちの活力や生きがいを育み、地域外の人々をも幸せにするまちを目指します。

このような本市の文化のチカラを図る測定値として、市主要文化施設の利用者数を引き続き K P I として用いることとします。K P I の見直し時期である令和 5 年度は目標値 61.5 万人に対し実績値は 46.4 万人と大きく目標を下回る結果となりましたが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものと考えられますので、今後も人口減少下において、利用者数を維持するとの考えのもと 61.5 万人の利用者を目指すこととします。

ただし、令和 8 年度以降、アルカス S A S E B O において大規模改修工事が計画されており、工期によって年度ごとの利用者数が大幅に異なってくることが予想されます。そのため令和 9 年度の目標値については、総合計画後期基本計画の策定時に設定した K P I（主要文化施設等の利用者数）の目標値 85.3 万人のうち、アルカス S A S E B O、島瀬美術センター、市民文化ホールの利用者数 58.3 万人を目標値とします。

・文化のチカラ測定値（K P I）…市主要文化施設の利用者数

令和 5 年（46.4 万人）⇒令和 9 年（58.3 万人）

2. 基本目標

（1）だれもが多様な文化を楽しめる街、S A S E B O を目指します。

生まれた環境や、年齢、置かれた状況に関わらず、多様な文化をより気軽に親しめる環境を整えていきます。

文化のチカラ測定値（K P I）は、文化芸術を鑑賞したくてもできなかった人の割合で、平成 26～30 年度の平均 26.6 % を令和 5 年度に 24.6 % まで減らすことを目標としていましたが、アンケート調査の結果は 27.8 % と目標を達成することでは

きませんでした。これは「コロナ等感染症の感染を避けたい」という理由が新たに加わったことが主な要因と思われます。新型コロナウイルス感染症の影響が薄らいできている現在、改めて令和5年度に達成できなかった目標24.6%を令和9年度には達成出来ることを目標とし、前述のとおり、「催しに関する情報が手に入らない」、「魅力ある催しがない」などの課題を解決することで、文化芸術を鑑賞したくてもできなかった人の割合を減少するよう努めていきます。

- ・文化のチカラ測定値（K P I）…文化芸術を鑑賞したくてもできなかった人の割合
 - 前回（令和5年）までの目標・・・24.6%
 - 今回（令和5年）の実績・・・・・・27.8%
 - 次回（令和9年）までの目標・・・24.6%
 - ※市民のうち約7千人の鑑賞環境を整えるという考え方

（2）市民の誇りとなる独自の文化が息づく街、S A S E B Oを目指します。

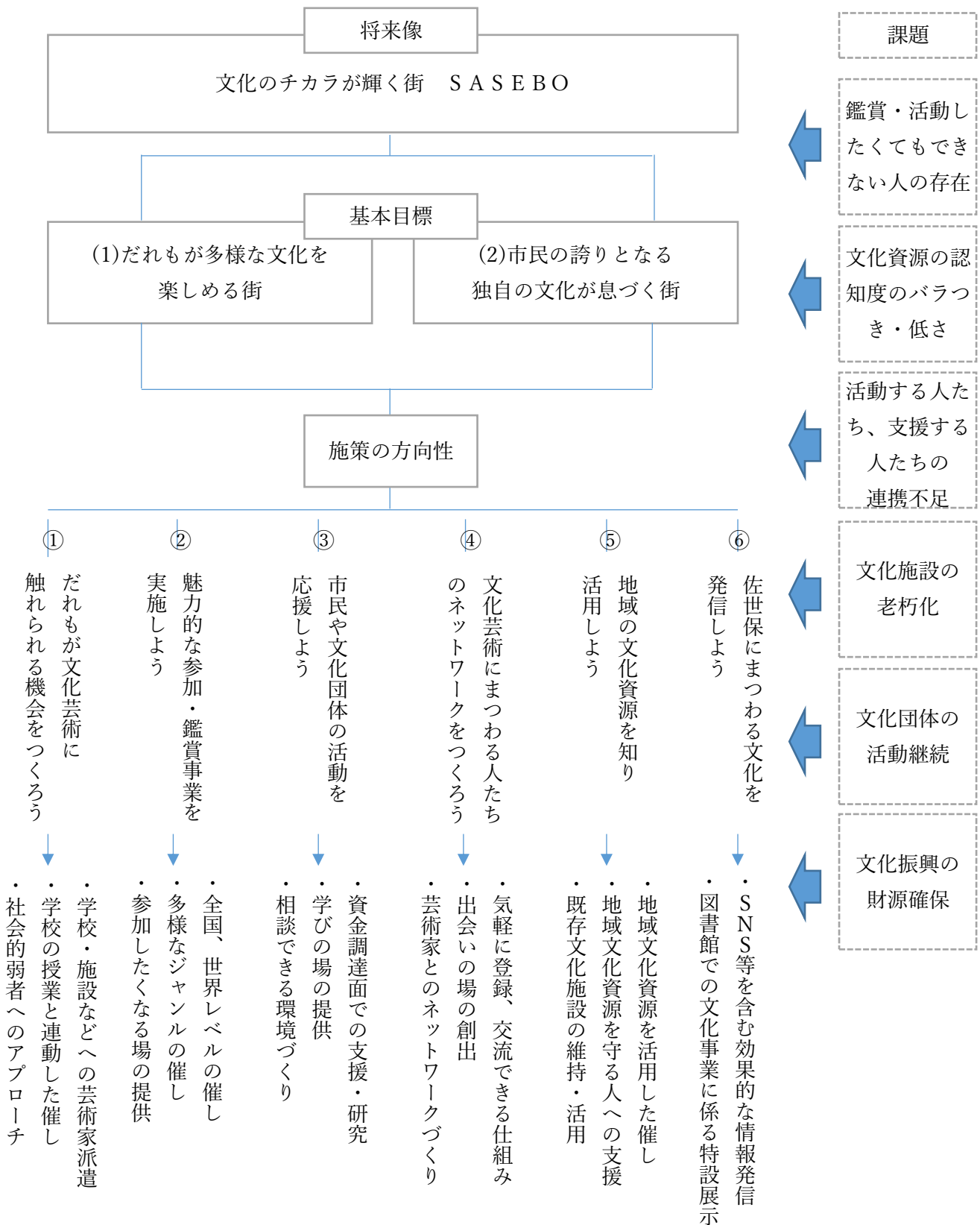
佐世保ならではの文化を市民で共有し、アーバンスポーツとの連携などにより若者が活躍できる佐世保らしい活動や交流が生まれ、生きがいとなっていくようなチャレンジの下支えを行います。

文化のチカラ測定値（K P I）は、文化資源の認知度平均で、令和元年度28.3%を令和5年度に33.0%まで上昇させることを目標としており、令和5年度のアンケート調査の結果は35.8%と目標を達成しています。

佐世保ならではの文化イベントとして、TANPEN 映画祭、ストリートカルチャーフェスティバルなども定着しつつあり、また令和7年度には、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭、障害者芸術・文化祭」が長崎県で初めて開催されることもあり、本市の文化資源の認知度を向上させる絶好の機会となることから、令和9年度はさらなる認知度向上を目指します。

- ・文化のチカラ測定値（K P I）…文化資源の認知度平均
 - 前回（令和5年）までの目標・・・33.0%
 - 今回（令和5年）の実績・・・・・・35.8%
 - 次回（令和9年）までの目標・・・40.8%
 - ※平均認知度を4年で5%上昇させるという考え方を継続

3. 体系図と施策の考え方



4. 施策の方向性と取組みイメージ

ここでは、目指す将来像及び基本目標を達成するための施策の方向性とそのイメージについて記します。

●方向性① だれもが文化芸術に触れられる機会を作ろう

子どもから高齢者まで、障害の有無や経済状況、住む地域に関わらず、文化に触れた人が触れられるような環境づくりを進めます。

文化施設に来ることが難しい人のためのアウトリーチプログラムや、子どもの主たる生活基盤である学校、子どもから高齢者まで多くの人が集まる図書館との連携をより深めていきます。

【イメージ】

- ・芸術家派遣のジャンルの多様化及び学校、図書館、病院、福祉施設等への施設拡大
- ・文化施設間の連携した事業の実施（図書館と美術館の共催など）
- ・学校の授業と連動した子どものための芸術鑑賞体験教室の広域化

●方向性② 魅力的な参加・鑑賞事業を実施しよう

文化芸術の鑑賞や活動をしたいと考えていながら、実際に施設に足を運び、活動できていない人たちも多く存在します。文化施設における鑑賞、体験の機会の提供においては、全体を通して、一部の人のためのプログラムに偏っていないか配慮しながら、質の高い催しと、多くの人に足を運んでももらえるきっかけとなるような間口の広い催しのバランスを取った事業展開を行います。

【イメージ】

- ・地方ではなかなか見る機会のない質の高い公演の実施
- ・知名度の高い演者の公演や、参加しやすい多様なイベントの実施

●方向性③ 市民や文化団体の活動を応援しよう

文化活動をはじめ、続ける上で必要な資金やノウハウについて、より適切な支援ができるよう既存事業の見直しに取り組みます。高齢化による文化団体の活動継続の困難化も表面化している中、気軽に学び、相談できる窓口や仕組みづくりについても検討を行います。

【イメージ】

- ・既存の補助制度の見直し
- ・文化活動に関する相談などがしやすい仕組みについて検討

●方向性④ 文化芸術にまつわる人たちのネットワークをつくろう

インターネットや ICT の発達により、コミュニケーションやネットワークのあり方が大きく変わってきています。文化芸術の鑑賞者や活動する人が交流できる仕組みや、文化人材育成の観点から、内外の芸術家との繋がりを持てるような新たな取り組みを検討します。

【イメージ】

- ・登録、交流しやすい文化ネットワークづくりの検討
- ・新たな人材育成プログラムの検討

●方向性⑤ 地域の文化資源を知り活用しよう

本市の持つ多様な文化資源は、まだまだ認知度が低い現状にあります。文化財や、美術工芸、伝統行事、様々な団体や活動について整理を行うとともに、より広く市民に知ってもらえるような取り組みや支援を進めます。

また、文化資源を守ることはもちろん、文化行事だけでなく、観光や、福祉、教育など様々な場面での活用を促すとともに、その活用等の場所となる文化施設の適切な運営・維持管理を行います。

【イメージ】

- ・地域文化資源を利用したコンサートや展覧会の実施
- ・文化施設・資源の適切な維持・保存

●方向性⑥ 佐世保にまつわる文化を発信しよう

市民アンケートによると文化にまつわる情報の受け取る方法は多様化しており、これまで紙媒体を中心に施設やイベント単位で行っていた情報発信についても再考の余地があります。近年若者を中心に広がる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用も積極的に行っていく必要があります。

【イメージ】

- ・文化情報紙やイベント情報紙の内容や統廃合
- ・SNS の活用
- ・各種イベントにあわせた図書館でのコーナー設置

第4章 推進体制

ここでは、主体別の役割分担と、今後の進捗管理、活動を下支えする施設について述べています。

1. 推進主体の役割

文化芸術は、市民自らの手で育っていくものです。一方、個人の力では、取組みの実現が難しい場面があることも事実です。佐世保全体の「文化のチカラ」を高めるために、市民の自由意思に基づく活動に、支援していく組織がその特性を活かして協働していくことが求められています。

(1) 市民、文化団体、事業者

・文化芸術の主役

すべての文化芸術活動は、市民一人ひとりの思いからはじまります。今後も、鑑賞や、創作、発表などの活動を通じて多様な交流やチームが生まれていくことが期待されます。また、市民、文化団体、事業者は、文化芸術活動の支援者という側面も持っています。

(2) 佐世保市

・計画、環境整備の主体

市民文化芸術活動を推進するための計画や環境づくり、個人、組織を越えた連携の窓口として、(公財)佐世保地域文化事業財団と適切な役割分担をしながら、文化振興に取り組めます。また、文化振興と深い繋がりのある教育機関との連携を進めます。

(3) 公益財団法人 佐世保地域文化事業財団

・文化事業の実践者、市民文化活動の支援者

「佐世保地域文化事業財団」は、佐世保の芸術文化の振興及び地域活性化、多様で豊かな魅力あるまちづくりを推進することを目的に設立された市の外郭団体です。約25年に渡る活動の中で蓄積されたノウハウ、ネットワークをもとに、文化事業を推進する市のパートナー、公益と経営を両立した文化事業の実践者として、また、最も市民に身近な文化芸術の支援者としての活動が期待されます。

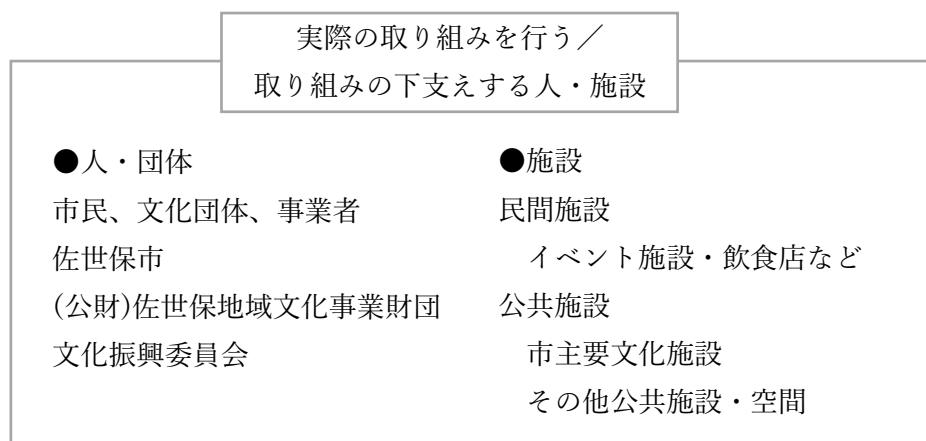
(4) 佐世保市文化振興委員会

・文化施策の監督、提言、進捗管理の主体

佐世保市文化振興委員会は、条例に基づく市の附属機関であり、文化に携わる市民、有識者からなる組織です。本市の文化振興に対する長期的なビジョンへの提言や、本文化振興基本計画の進捗をチェックし、必要に応じた助言を行うことが期待されます。

2. 市内の文化関係施設の役割

文化振興に必要な「場」として、文化関係施設があります。アルカス S A S E B O のような大きなホール、図書館や美術館は当然のこと、公共施設に留まらず、道路や公園、広場などの公共空間や、イベントスペース、店舗も文化を育む大切な場所です。



(参考：市内の主な文化施設)

施設名		所在地
市主要文化施設	アルカス S A S E B O	三浦町 2-3
	佐世保市博物館島瀬美術センター	島瀬町 6-22
	市民文化ホール（旧佐世保鎮守府凱旋記念館）	平瀬町 2
	コミュニティセンター	光月町 6-17
	江迎地区文化会館インフィニタス	江迎町田ノ元 265-1
	あいあいプラザ（相浦地区複合施設）	川下町 209-5
	市立図書館	宮地町 3-4
	うつわ歴史館	三川内本町 289-1
	三川内焼美術館	三川内本町 343
	世知原炭鉱資料館	世知原町栗迎 83-5
	宇久島資料館	宇久町平 2386
	木場浮立資料館兼伝習研修所	黒髪町 2442-1
	ハウステンボス美術館	ハウステンボス町 1-1
	十八親和アートギャラリー	島瀬町 4-24
	まちなかコミュニティセンター及び地区コミュニティセンター（市内 28 箇所）	市内各所